

飯田市工場立地法準則条例の制定について

1 工場立地法の概要

(1) 法の趣旨

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の特定業種の工場が設置すべき緑地等について定めている。

(2) 対象工場（特定工場）

① 対象業種

製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱及び太陽光発電所は除く）

② 規 模

敷地面積 9,000 m²以上 または 建築面積 3,000 m²以上

(3) 主な規制内容

	生産施設	緑地	環境施設	重複緑地
敷地面積に対する割合	30～65%	20%以上	25%以上 (緑地含む)	緑地面積の 25%以内

※環境施設 …修景施設、広場、教養文化施設等

※重複緑地 …屋上緑化、駐車場緑化 等

2 工場立地法の緑地率緩和について

工場立地法は、昭和 40 年代後半、企業の公害責任が問われたことにより、「工場の立地段階から、企業自ら周辺的生活環境との調和を保ち得る基盤を整備し、社会的責任としての注意義務を全うするよう誘導、規制していく」ために制定され、企業が工場の新增設を行う際に、一定の緑地整備を求めるなどの措置が講じられた。

その後、企業は工場の新増設時に緑地整備を図った結果、緑地等の整備が進み、また環境関連法制（騒音規制法、大気汚染防止法など）の充実や公害防止技術の進歩により、工場等から排出される汚染物質も改善されてきている。

一方で、環境をめぐる状況が改善してきたことを勘案しない工場立地法が、老朽化した工場の建て替えに対する支障となっているなどの指摘がなされ、その結果、国によって、自治体が条例で定める緑地面積率等の範囲の拡大などの規制緩和が行われ、多くの自治体が緩和を実施している。

※地域の実情に応じ、市町村の条例により「市町村準則」を定めることが可能

区分	国の準則	市町村準則で定められる範囲		
		緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地
住居・商業地域	緑地 20%以上 環境施設 25%以上 重複緑地 25%以内	20～30%	25～35%	50%以内
工業、工業専用地域		5～20%	10～25%	
準工業地域		10～25%	15～30%	
用途無指定、都市計画区域外		5～25%	10～30%	

（１）飯田市工場立地法準則条例制定の目的と意義

工場立地法の規定による工場敷地内の土地利用の制限（緑地率）を緩和することで、企業誘致の促進や既存企業の拡張を支援し、産業の振興と安定した雇用の維持・創出を図る。

当市は、工場立地に適する用地が非常に限られており、新規企業の立地や既存企業の拡張の希望に対し、十分な用地を確保しにくい状況にある。リニア・三遠南信時代を見据え、産業用地の不足によって企業誘致及び既存企業の拡張機会の喪失は大きな課題となっている。特に既存の敷地内での工場拡張を望む市内企業においては、国基準での緑地確保が厳しく、拡張ができずに困惑しているケースがあり、工場立地法の規定による制限の緩和を望む声が多くある。市内企業が投資可能な新たな土地を求め、市外に流出するリスクも懸念される。現在、県内の多くの自治体で制限の緩和を行っている。

『環境文化都市』である当市においては、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて市と企業が協働し取り組みを進めるよう、緩和を希望する場合、企業に環境活動計画書の提出を求め、地域の環境保全と持続的な産業振興との両立を目指す。

（２）飯田市工場立地法準則条例で定める緑地面積等の割合

区分	国準則	飯田市準則条例（案）
住居・商業地域		現行どおり
工業、工業専用地域	緑地 20%以上 環境施設 25%以上	緑地 6%以上 環境施設 10%以上 重複緑地 50%以内
準工業地域 用途無指定、都市計画区域外	（緑地含む） 重複緑地 25%以内	緑地 10%以上 環境施設 15%以上 重複緑地 50%以内

※基本的に市町村準則で定められる範囲の一番低い水準を採用する。

ただし、

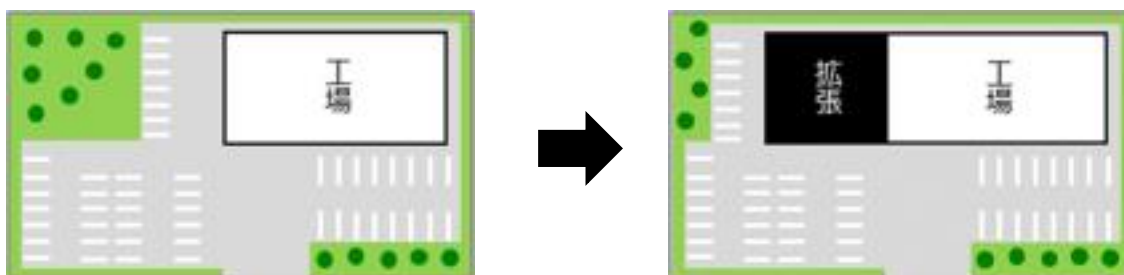
- ・「工業、工業専用地域の緑地 6%以上」

飯田市都市計画法施行条例第22条（開発許可の許可基準）において、6%以上の緑地面積を規定している。

- ・「用途無指定、都市計画区域外の緑地 準工業地域と同等の10%以上」

非線引き都市計画区域である当市において、用途無指定の区域は、様々な用途が既に混在している可能性が高いことから、住居系と軽工業との混在を許容する準工業地域と同等の率とする。

(準則条例制定による緑地率緩和のイメージ)



※緩和の基準を採用する事業所には、環境活動計画書の提出を求めます。(努力義務)

〔環境活動計画書〕

環境保全に寄与する取組項目

- ① みどりと調和した働く場の推進
- ② エコ通勤の推進
- ③ エコドライブの実施
- ④ ゼロカーボンに資する設備の導入
- ⑤ 意識啓発・社内活動の実施
- ⑥ 地域貢献活動の実施

【参考 1】飯田市内の特定工場の立地状況（令和 6 年 5 月時点）

区 域	工場数
住居・商業地域	0
工業、工業専用地域	7
準工業地域	7
用途無指定	19
都市計画区域外	6

【参考 2】県内他市町村の状況

24 市町村（12 市 7 町 5 村）が市町村準則に関する条例を制定済

- ・長野市、上田市、岡谷市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、東御市、塩尻市、佐久市、千曲市、飯山市
- ・富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、松川町、高森町、坂城町
- ・南箕輪村、宮田村、大桑村、青木村、豊丘村

【参考 3】パブリックコメントの結果

（募集期間） 令和 6 年 9 月 9 日（月）～10 月 8 日（火）

（意見） 8 件 すべて原案に賛同